

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 6 月 4 日 (金) 第 214 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課取扱い) 1
○公共測量の終了 (監理課取扱い) 2

公 告

- 落札者等の公告 (県立大島病院取扱い) 2

公 安 委 員 会 規 則

- 自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(人身安全・少年課取扱い) 3

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 3

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 699 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令 和 3 年 6 月 4 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 保安林の所在場所
指宿市山川成川字地獄平6500番2, 6509番
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿 児 島 県 告 示 第 700 号

理容師法 (昭和22年法律第234号) 第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会を、美容師法 (昭和32年法律第163号) 第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令 和 3 年 6 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号有明フロンティアビルB棟9階
- 2 講習日程
令和3年11月22日（月）、同月29日（月）及び同年12月6日（月）
- 3 講習会場
鹿児島県市町村自治会館
鹿児島市鴨池新町7番4号
- 4 講習科目及び講習時間数
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 5 受講料
16,000円
- 6 受講申込先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号福岡生活衛生食品会館3階
電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第701号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南大隅町長から令和3年1月19日鹿児島県告示第47号で告示した公共測量の実施は、令和3年3月31日終了した旨の通知があった。

令和3年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年6月4日

県立大島病院長 石神純也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
航空運送サービス（奄美ドクターヘリ運航業務委託） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
鹿児島国際航空株式会社
鹿児島市山下町9番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
249,700,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372

号) 第11条第1項第2号該当

公安委員会規則

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月4日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第20号

自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部を改正する規則
自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則（平成8年鹿児島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「届出者の氏名又は名称及び住所
印」を
「届出者の氏名又は名称及び住所」に改め、同様式備考1中「※印欄」を「※欄」
に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記第4号様式中「届出者の氏名又は名称及び住所
印」を
「届出者の氏名又は名称及び住所」に改め、同様式備考1中「※印欄」を「※欄」
に改める。

別記第5号様式中「届出者の氏名又は名称及び住所
印」を
「届出者の氏名又は名称及び住所」に改め、同様式備考1中「※印欄」を「※欄」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年6月4日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和3年8月2日（月）から同月6日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和3年8月5日（木）及び同月6日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時

まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「4号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近 5 年間に 4 号の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの

5 受講定員（原則として受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

5 人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5 人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 3 年 6 月 15 日（火）から同月 18 日（金）まで

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通

イ 4 号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1 通

ウ 履歴書 1 通

エ 追加取得講習受講者にあつては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

34,000 円

イ 追加取得講習

10,000円

7 その他

- (1) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
- (2) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期又は中止する場合がある。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）